

石川労働局発表
令和6年11月29日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

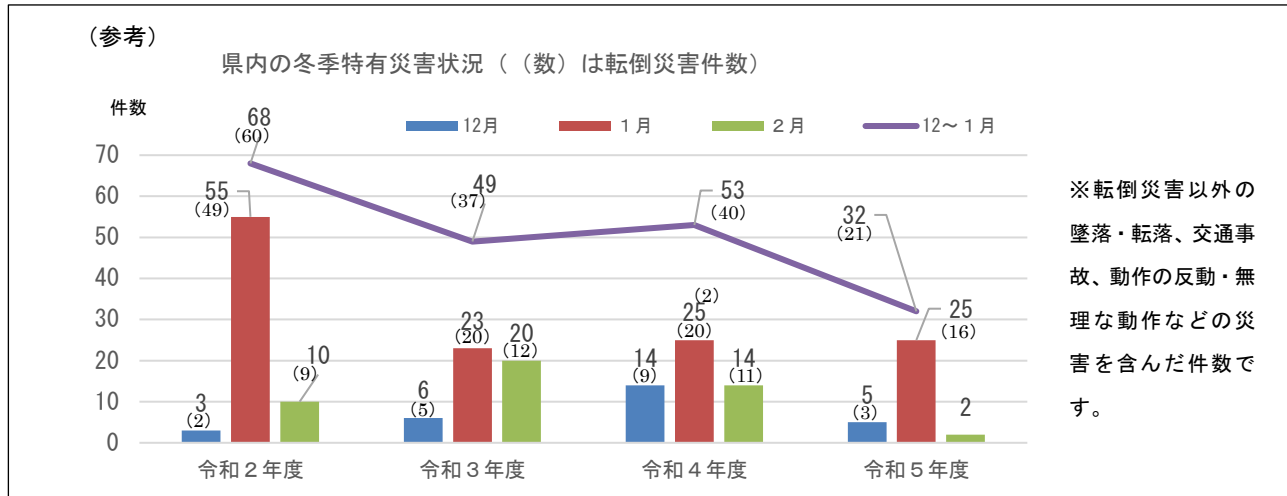
石川労働局 労働基準部健康安全課
健康安全課長 宮田 玄彦
地方産業安全専門官 坂本 雅治
電話 076 (265) 4424**「冬季無災害運動」を実施します！**

～積雪や凍結による転倒災害等の防止を目指します～

石川労働局（局長 八木健一）では、第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）で重点対策としている労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策の推進の取組みの1つとして、冬季に多発する積雪や凍結による転倒災害等（以降「冬季特有災害」といいます。）を未然に防ぐため、今年度も、新潟、富山、福井、長野の4労働局との共同により「冬季無災害運動」を実施し、県内の事業主及び労働者に冬季の転倒災害などの防止を呼びかけます。

「冬季無災害運動」推進のポスターやリーフレットでは、災害が発生しやすい場所などを図示し、また冬季特有災害の事例や転倒災害防止のポイントを掲載しております。

報道機関の皆様には、県民の皆様の冬季特有災害防止のためにも、「冬季無災害運動」の積極的な報道を御願い申し上げます。



【令和6年度冬季無災害運動の概要】

- 1 期間 令和6年12月1日（日）～令和7年2月28日（金）
- 2 主唱 新潟・富山・石川・福井・長野労働局及び管下の各労働基準監督署
- 3 当局における実施事項
 - (1) 労働災害防止団体（以下「団体」という。）への要請
 - (2) 石川労働局長によるパトロール（詳細は別途お知らせします。）
 - (3) 団体への推進ポスター及びリーフレットの配布
 - (4) 窓口や説明会などでポスター及びリーフレットを配布
 - (5) ホームページへのリーフレット等の掲載
- 4 各労働基準監督署・各公共職業安定所（出張所、分室を含む）における実施事項
 - (1) 庁舎内へのポスター掲示
 - (2) 窓口や説明会などでポスター及びリーフレットを配布
 - (3) 監督指導、個別指導等におけるリーフレットを活用した指導（各労働基準監督署）

写

石労発1029第7号
令和6年10月29日

労働災害防止団体等の長 殿

石川労働局長

冬季無災害運動の実施について（要請）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北陸地方では例年12月から2月にかけて、凍結等による転倒災害及び交通労働災害等が多く発生していることから、毎年、当局では、北陸ブロック労働局と協働して、冬季無災害運動を実施しております。

つきましては、本運動の周知用のポスター及びリーフレットを別添のとおり作成しましたので、本ポスターの掲示、リーフレットの配布等により本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 運動期間 | 令和6年12月1日（日）～令和7年2月28日（金） |
| 2 主 唱 | 新潟・富山・石川・福井・長野労働局と各労働基準監督署 |
| 3 その他 | リーフレットは石川労働局HPの特設ページ「冬季無災害運動について」（以下QRコード）からダウンロード可能です。 |



【担当】

石川労働局労働基準部健康安全課
地方産業安全専門官 坂本雅治
TEL076（265）4424

冬季無災害運動

推進中!

取組
期間

令和6年12月1日～令和7年2月28日

～冬季に発生しやすい特有の災害に対する防止対策に取り組みましょう～



凍結路面での交通事故

チェーン等の装着



墜落制止用器具等の使用



急ブレーキ等の禁止



2名以上での作業



雪下ろし中の墜落



積雪・凍結路面での転倒

耐滑性の高い靴の着用



点検調整時の電源OFF

OFF

点検中



滑止めマットの使用



除雪エリアの立入禁止



除雪機の刃部との接触

冬季に起きる災害!!

凍結

→転倒、交通事故など

積雪

→雪下し時の墜落、転倒、交通事故、除雪機への巻き込まれなど

災害を防止するには

◎交通事故

- ・チェーンや冬用タイヤの早めの装着
- ・急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキをしない
- ・二輪車は特に注意

◎転倒

- ・耐滑性の高い靴の着用
- ・滑止めマットなどの使用
- ・除雪の徹底

◎雪下ろし時の墜落

- ・保護帽と墜落制止用器具の着用
- ・2名以上での作業を徹底

◎除雪機の刃部との接触

- ・点検調整時の電源オフとその明示
- ・除雪エリアへの立入禁止とその明示



新潟・富山・石川・福井・長野労働局・各労働基準監督署

◎積雪・気温の低い日は転倒に注意！（事前に予報をチェック！）

冬季は、積雪・凍結を原因とする転倒災害、交通労働災害、除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が多く発生します。積雪20cmを超える大雪後には、屋外のみならず屋内を含めた転倒災害が増加し、特に従業員駐車場から建物入口までの移動時に多く発生しています。わずかな距離だからと油断せず、以下のチェックリストを活用し、冬の転倒災害防止に万全の対策を講じましょう。

No	チェック項目	チェック欄
1	建物の出入口付近の床面が濡れたままとなっていないですか	<input type="checkbox"/>
2	屋外の階段や傾斜のある場所に滑り止め対策、材料等を設置していますか	<input type="checkbox"/>
3	従業員駐車場から建物入口までの除雪、凍結対策等を行っていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒災害が発生している場所、発生しやすい場所を周知していますか	<input type="checkbox"/>
5	降雪、凍結が予想される際、従業員に事前の注意喚起を行っていますか	<input type="checkbox"/>
6	冬季の交通事故防止について従業員に教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
7	歩行中の「ながら行動」の禁止、適切な履物の使用等転倒災害防止の教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
8	除雪機の安全な使用方法や除雪時の安全な作業方法を教育していますか	<input type="checkbox"/>
9	滑りやすい路面では、歩幅を小さく、足裏全体を着地するように歩いていますか	<input type="checkbox"/>
10	労働者は日頃から運動に心がけ、健康の保持増進に努めていますか	<input type="checkbox"/>

スリップ等による交通事故も多発します。転倒災害防止のためにも、余裕をもった行動を心がけましょう。

冬季特有の災害事例

*** 重症化しています！**



事務所から工場棟へ移動する際、凍結していた地面に気づかずその上を歩いたところ滑って転倒したものの。休業3か月



荷物の配送のためトラックを運転中、凍結していたためスリップし、対向車線の車と衝突したものの。休業1か月



事業場敷地内の除雪中、大屋根から大量の雪が落下し、背中に激突し、胸部を骨折したものの。休業3か月



朝刊の配達中、玄関前のステップの凍結に気づかず、足を滑らせて転倒したものの。休業3か月